軽自動車等を販売している皆様へ

『商品であって使用しない軽自動車等』の課税免除の取扱いについて

東広島市では、軽自動車等販売業者が販売する目的で商品として所有し、かつ使用していない軽自動車等について、軽自動車税（種別割）の課税を免除しています。

課税免除は、次に掲げる要件をすべて満たした軽自動車等を対象として、申請により行います。申請は毎年度必要です。

１　要　件

（１）販売業者に関する要件

①古物営業法第３条第１項に規定する古物営業の許可を受けていること。

②市税の滞納がないこと。

（２）車両に関する要件

①毎年４月１日において、販売業者が商品として所有し、かつ展示しているもので販売を目的としている車両であること。

②毎年４月１日において、軽自動車税（種別割）申告書に記載された車両の所有者及び使用者の名義が課税免除を受けようとする販売業者の名前又は名称であること。

※ただし、車両の所有者及び使用者の名義が課税免除を受けようとする販売業者の名前又は名称と一致していない車両のうち、所有者からの申立書等により販売業者が現に所有しており、かつ所有権を移転していない理由がやむを得ないと認められる場合は、例外的に課税免除対象として認める場合があります。

例　○　親会社が所有者、子会社が使用者であり、子会社が車両の販売管理を行っている等

　　×　手続きの遅れにより４月１日までに所有権移転が完了しなかった

③車両の用途が社用車・試乗車・リース車・営業車・代用車等の事業用で無いこと。

④添付書類及び軽自動車税（種別割）申告書の所有形態欄によって商品車であると確認できること。

⑤車両を受入れたときから申請年の４月１日までの走行距離が５０ｋｍを超えないこと。

２　対象車両

（１）四輪の軽自動車

（２）三輪の軽自動車

（３）二輪の軽自動車（排気量が１２５ｃｃを超え２５０ｃｃ以下のバイク）

（４）二輪の小型自動車（排気量が２５０ｃｃを超えるバイク）

３　提出書類等

（１）東広島市軽自動車税（種別割）課税免除申請書

（２）古物営業法第５条第２項に規定する古物商許可証の写し

（３）古物営業法第１６条に規定する古物台帳の写し（申請する毎年度）

（４）申立書等・・・１要件（２）②※により、車両の所有者及び使用者が課税免除を受けようとする販売業者の名前又は名称と一致していない場合は、所有者からの該当車両情報及び所有権を移転していない理由等を記載した申立書等が必要

※以下の書類は申請車両ごとに用意してください。

（５）自動車検査証の写し（二輪の軽自動車は軽自動車登録済証）

※電子化された車検証の場合、所有者情報等が記載されないため、車検証交付時に発行される「自動車検査証記録事項」の写し（閲覧アプリ等から出力し、印刷したものでも可）を提出してください。

（６）車両の写真（合計３枚）

・車両が特定できるもの（車両全体と標識番号が確認できる写真）１枚

・展示状態が確認できるもの（価格表示パネルが掲げてある等商品として陳列されていることが一見して判別できる写真）１枚

・走行距離が確認できるもの（総走行距離が表示されたＯＤＯメーターの写真）１枚

４　申請期間・提出先

申請期間は４月１日から４月７日までの間で開庁している５日間です。この期間中に上記の必要書類等を市民税課に提出してください。郵送で申請される場合は申請期間最終日必着です。

提出先　　東広島市財務部市民税課（支所・出張所での受付はできません。）

５　承認（不承認）通知

課税免除の申請について、審査・その他必要な調査を行った結果、課税を免除するものについては、『軽自動車税（種別割）課税免除承認通知書』を送付します。また、課税を免除しないものについては『軽自動車税（種別割）課税免除不承認通知書』を送付します。

＊承認通知書は車検の継続検査用に使用できません。市役所収納課もしくは各支所・各出張所で継続検査用納税証明書の交付を受けてください。

６　取消

課税免除承認を受けたものについて、次のいずれかに該当することが判明したときは、課税免除承認を取り消し、『軽自動車税（種別割）課税免除取消通知書』を送付します。また、該当年度の軽自動車税（種別割）が課税されます。

（１）課税免除の要件に該当しないことが判明したとき

（２）虚偽または不正な申請により課税免除を受けたことが判明したとき

（３）当該商品車を購入した者に対して、軽自動車税（種別割）相当分として費用を請求したことが判明したとき

（４）その他市長が課税免除について決定を取り消すことが適切であると認めるとき

７　実地調査

申請された車両が商品であることを確認するために実地調査を行う場合があります。その際、帳簿閲覧や実車確認にご協力ください。

８　問い合わせ先

東広島市

財務部　市民税課　税務調整係　電話　０８２－４２０－０９１０

課税免除申請から受理までの流れ

	販売業者様	東広島市　市民税課
４月１日	賦課期日	
	軽自動車税（種別割）課税免除申請書を提出してください →	軽自動車税（種別割）課税免除申請書を受け付けます（書類の不備等がある場合には受付を拒否する場合があります）
４月７日 ※閉庁日の場合は前開庁日	提出期限	
		申請された車両について、審査を行い、課税免除の承認・不承認を決定します
４月下旬	←	課税免除を承認したものには『承認通知書』を、不承認のものについては『不承認通知書』を送付します
５月上旬	←	不承認の場合には、当該年度分の軽自動車税（種別割）納税通知書が発送されます
５月３１日 ※閉庁日の場合は翌月曜日	軽自動車税（種別割）納期限	